

判決年月日	平成 19 年 12 月 26 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 18 年（行ケ）第 10316 号		
○ 「ガソリンエンジン用燃料油」に関する特許発明が進歩性を欠き，無効と判断された事例。			

（関連条文）特許法 29 条 1 項 3 号，同条 2 項

原告は，発明の名称を「ガソリンエンジン用燃料油」とする特許の特許権者である。被告が無効審判を請求したところ，特許庁は，本件発明は，本件特許の優先日前に頒布された刊行物に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたと判断し，本件特許を無効とする旨の審決をした。そこで，原告は，上記審決の取消しを求めて本訴を提起し，「引用例には，引用発明に係る 1 - 1 R ガソリンの成分組成が記載されているものの，その製造方法の記載がないから，当業者といえどもこれを容易に製造することはできない。1 - 1 R ガソリンを製造することが困難である以上，これを出発点として本件発明に想到することは極めて困難であるから，引用発明は進歩性を否定するための公知発明としての適格性を欠くというべきである。」などと主張した。

本判決は，原告の主張に係る「進歩性を否定するための公知発明としての適格性」に関し次のとおり説示し，請求を棄却した。

「特許法 29 条 2 項は，「特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは，その発明については，同項の規定にかかわらず，特許を受けることができない。」と規定している。そして，特許発明又は特許を受けようとする発明（以下「特許発明等」という。）の進歩性を否定するための公知発明のうち，同法 29 条 1 項 3 号に該当する発明についていえば，同項 3 号にいう特許出願前に「頒布された刊行物に記載された発明」というためには，特許出願当時の技術水準を基礎として，当業者が当該刊行物を見たときに，特許請求の範囲の記載により特定される特許発明等の内容との対比に必要な限度において，その技術的思想を実施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要であり，かつ，それで足りると解するのが相当である。例えば，特許発明等が「物」の発明の場合にあっては，特許発明等と対比される刊行物の記載としては，その「物」の構成が，特許発明等の内容との対比に必要な限度で開示されていることが必要であるが，当業者が，当該刊行物の記載及び特許出願時の技術常識に基づいて，その「物」を入手又は製造し，使用することができれば，必ずしも，当該刊行物にその「物」を製造する具体的な方法が開示されている必要はなく，また，当該刊行物に記載された具体的な「物」それ自体でなくても，特許発明等の内容との対比に必要な限度でその

「物」と同一性のある構成の「物」を入手又は製造し，使用することが可能であれば，それで足りるというべきである。」

「引用例記載の 1 - 1 R ガソリンの成分組成を厳密に再現することはともかく，本件明細書の特許請求の範囲の記載により特定される本件発明の内容との対比に必要な限度で前記 1 - 1 R ガソリンと同一性のある構成を有するガソリンについて，当業者が，これを引用例の記載及び本件優先日当時の技術常識に基づいて入手又は製造し，使用することが可能であったと認めるのが相当である。」

「したがって，審決が，本件発明の進歩性の有無を判断するため，引用発明を特許法 29 条 1 項 3 号所定の公知発明として，本件発明と対比したことに，誤りはない。原告の主張は採用することができない。」